



回 覧	組合分会長

賃金・労働条件の改善にむけて

本日 11/6 総務部長交渉！

10月30日(火)に、「2018年秋闘 賃金・労働条件等に関する統一要求書」を提出し、11月2日までに文書による回答を求めました。

これまで本庁職員組合では、組合員の皆様に財政再建にかかるアンケートを実施し、その内容を基に職場懇談会を実施しました。また、公企や女性部、保育士による子ども部会においてもテーマを設定し、職場懇談会を実施しました。アンケートや職場懇談会においていただいた意見は約1700件！

この多くの意見を執行部で集約し、重要な事項に関しては要求書にまとめ、その他の事項に関しては、関係所属と事務折衝を実施しています。



総務部長に要求書を提出

※事務折衝の結果は、11月7日に行う分会長会議においてお知らせいたします。



職場懇談会の様子(7月下旬～9月上旬)

今回の交渉は、『財政再建計画に基づく職員体制及び給与体系の提案に対する要求』及び自治労福井県本部の基準とともに県内自治体組合と統一した要求を盛り込んだ、『その他賃金や労働条件に関する要求』の2つの柱で行い、改善を求めていきます。

主な要求書内容は、裏面のとおりです。⇒

2018 親睦会・交流会助成事業

職場間でのコミュニケーションや仲間との親睦を図る目的で行っている、この事業の実施期間が間もなく終了します。まだご利用でない組合員の皆様、忘年会などを企画して、仲間と懇親し、ストレスを発散していきましょう！(課の親睦会など、恒例のものは対象外です)

期間:2018年12月31日まで

財政再建計画に基づく職員体制及び給与体系の提案に対する要求事項（一部抜粋）

◆ 職員体制の見直し提案について

- ・中核市定員モデル人員にとらわれることなく、各所属の業務量など実情に見合った人員配置を行うこと。
- ・係長制度における任務の明確化の内容については、組合に協議・合意を前提とすること。
- ・主幹（課長補佐）の昇任は、所属のトータルマネージャーとしての業務の責任性を考慮し、定期昇給に特別昇給をプラスさせること。

◆ 給与体系の見直し提案について

- ・現給保障の廃止提案については、2014年の確認書に基づき対象者の生活に影響が出なくなるまで延長すること。
- ・各種手当の見直し提案は、財政再建計画期間内には行わないこと。ただし、保育業務手当・幼児保育手当は、日額支給に変更し、それぞれ250円/日・150円/日以上とすること。

その他、賃金・労働条件に関する要求事項（一部抜粋）

◆ 賃金改善に関する事項

- ・2018年7月から実施している給与削減について、2018年6月12日に締結した「賃金削減に関する確認書」に基づき、2019年3月31日で終了すること。
- ・2018年度福井県人事委員会の勧告のとおり月例給及び一時金を確実に引き上げること。また、引き上げ分は期末手当に配分すること。
月例給400円以上を全年齢層対象に引き上げ。若年層は1,000円、新規採用者は1,500円を引き上げ。一時金の支給月数を0.05ヶ月分引き上げること。

◆ 労働条件の改善に関する事項

- ・機構改革により、職場の分離・合併を行う場合は、業務内容・予算配分を明確に示し、できるだけ早い段階で職員に報告し、速やかに業務が確立できる体制を構築すること。また、組合員の勤務条件を変更する場合又は組合員の勤務条件に重大な影響を及ぼす事項については、事前に時間的余裕を持って組合に説明し、協議の上、同意を得て実施すること。
- ・晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」に直面する状況を踏まえ、仕事と家庭の両立を図るため、「子の看護休暇」を、「家族の看護休暇」に変更し、取得日数の拡充を図ること。
- ・晩婚化・晩産化の進行に伴い、不妊に悩む夫婦も年々増加している。職員が希望する妊娠・出産を実現するため、育児休業制度などの仕事と育児が両立できる支援はもとより、不妊治療と仕事の両立支援のための特別休暇制度を構築すること。
- ・派遣期間により取得できなかったリフレッシュ休暇については、派遣期間終了後に取得できるよう柔軟に対応すること。

◆ 諸手当の改善に関する事項

- ・働き方改革の推進の一環で、民間や国、地方自治体において副業を広く認める動きが進んでいる。職員が副業を行うことは、職員のスキルアップや見識を高めることにもなるため、副業を認める範囲を広げること。

◆ 人員配置に関する事項

- ・来年度からの中核市施行に向け、特に初年度については、市民サービスを低下させないためにも余裕ある配置体制に万全を期すこと。
- ・所属によっては、育児短時間勤務申請しているにも関わらず、短時間勤務が取得できていない職員がいる現状が見受けられる。短時間勤務が確実に取得できる職場環境を構築すること。

◆ 会計年度任用職員に関する事項

- ・現在の臨時・非常勤職員の新制度施行後の処遇改善に向け、給料・諸手当等の見直しの方向性や休暇制度の条例化に係る労使協議を行い、合意に基づく実施を前提とすること。
- ・会計年度任用職員制度の導入に伴う、安易な正規職員の採用抑制を行わないこと。

チケット斡旋のおしらせ

ポルノグラフィティや高橋優、ノートルダムの鐘などのチケットがあります！

※詳しくは、組合ホームページをご覧ください。不明な点は組合書記局（20-5590）にご連絡ください。